選挙・市議会

選挙

選挙管理委員会	☎443-2126

■選挙権

選挙の種類	選挙権のある方
衆議院議員選挙	日本国民で満18歳以上の方
参議院議員選挙	
県知事選挙	日本国民で満18歳以上で引き続き3か月以上県内の市町村に住所を有する方
県議会議員選挙	
市長選挙	日本国民で満18歳以上で引き続き3か月以上富山市に住所を有する方
市議会議員選挙	

■選挙人名簿

選挙権のある方を登録する名簿です。選挙のときには、投票所で本人と照合し、1人が1票しか行使できないよう選挙の公正を確保します。

●登録要件

満18歳以上の日本国民で、次のいずれかの要件を満たしている方。

①引き続き3か月以上同一市町村の住民基本台帳に登録されている方。

②引き続き3か月以上同一市町村の住民基本台帳に登録されていた市外転出者の方で、転出してから4か月を経過していない方。

●定時登録

毎年3月・6月・9月・12月の1日現在で登録要件を調査し登録。

●選挙時登録

選挙が行われる場合、公示（告示）日の前日現在で資格要件を調査し登録。

■投票

投票所入場券を世帯ごとにはがきで郵送しますので、投票の際にお持ちください。

なお、投票所入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。その際は、マイナンバーカードや運転免許証など、ご本人と確認できるものをお持ちください。

●期日前投票

仕事や旅行などの都合で投票日に投票所へ行けない方は、公示(告示)日の翌日から投票日前日までの間、期日前投票ができます。

○期日前投票所の開設期間、場所および時間

市内11か所で期日前投票ができます。

場所により期間・時間が違いますのでご注意ください。

開設期間	場所	時間
公示（告示）日の翌日から	市役所1階多目的コーナー 大沢野会館	8:30～20:00
選挙期日の7日前から（ただし市長・市議選は6日前から）	大山会館 八尾行政サービスセンター 婦中行政サービスセンター	8:30～20:00
	山田公民館 細入公民館 呉羽会館 水橋西部地区センター 堀川地区センター 北保健福祉センター	8:30～18:00

※期日前投票所は変更となる場合があります。

※衆議院議員選挙・県議会議員選挙は、選挙区ごとに期日前投票のできる場所が異なりますので、ご注意ください。選挙期日が近づきましたら、広報とやま等でお知らせしますので、ご確認ください。

●不在者投票

○郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方、介護が必要な方のうち障害などの種類や等級などによって、一部の方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

○指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設で不在者投票ができます。

○滞在地での不在者投票

投票日に仕事や旅行などで、市外に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

●点字投票・代理投票

目の不自由な方は点字投票ができます。また身体が不自由なため自分で候補者名などを書けない方は、投票所の係員による代理投票ができます。

市議会

議会事務局	☎443-2158

■市議会
市議会は、市民の皆さんから選挙で選ばれた議員によって構成されているもので、予算や条例、請願などをきめ細かく審議し決定する議決機関です。
（議員定数：38人、任期：4年）

■定例会と臨時会
年4回（3月・6月・9月・12月）定期的に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

■本会議
議案などを審議し、市議会としての最終的な意思を決定する会議です。本会議では、会派の代表による代表質問、議員個人による一般質問などが行われます。

■委員会
本会議で付託された議案などを専門的に審査する機関です。常任委員会と特別委員会があります。

■議会運営委員会
議会の運営や議長の諮問に関することなどの審査、調査を行います。

■議会の傍聴
本会議は誰でも自由に傍聴できます。委員会は委員長の許可により、傍聴できます。なお、本会議は希望により、手話通訳を実施しています。申し込み手続きなど詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。

■請願書と陳情書に関して
市政に対する要望等を、請願・陳情という形で議会に提出できます。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

■市議会だより
本会議や委員会などの審査状況、結果など議会の活動状況を市民の皆さんにお知らせするために、年4回「とやま市議会だより」を発行し、全世帯に配布しています。

